

部内用

自動車事故 犯罪事実作成実務必携 ～危険運転・過失運転致死傷から交通重過失等まで～ 第2版

交通事故・事件捜査実務研究会 編

前東京区検察庁公判部長 木村昇一 監修

仙台地方検察庁刑事部(交通担当) 林 信好 編著

■ A5判 ■ ビニール上製 ■ 1024頁 定価 4,070円 (本体3,700円+税10%)

本書のポイント

現役検察官が、あおり運転に関する法改正等に合わせて再編集！

「2条危険運転」の妨害運転(5号)、妨害運転高速道路類型(6号)を新たに収録！また、現在の道路交通事情に合わせて全体の見直しを行ったほか、難解な用語等を廃した現在の犯罪事実記載に改めた。

交通事故現場の実務に即したリアルな記載例を700例以上掲載！

自動車運転処罰法に定める各犯罪類型のほか、自転車事故につき刑法に定める「過失傷害」「重過失」の記載例を収録。自動車・自転車事故をこの一冊で網羅！

若手からベテランまで使える、交通事故犯罪事実作成のバイブル！

- ①犯罪事実の基本的な書き方について解説した上で、②各犯罪(条文)について解説し、③全ての記載例に想定事例を付し、④重要事案には特別解説を施した、交通捜査官必携のスペシャルな記載例集！

内容見本

記載例 47 妨害目的(6号) ①

〔想定事例〕
 高速自動車道において、被害車両(第1被害者)の前方で自車を減速した上、停止させて被害車両(第1被害者)の後方から進行してきた車両(第2被害者)と衝突させた場合

被疑者は、年月日午後3時30分頃、普通乗用自動車運転し、場所先の片側2車線の高速自動車道東北縦貫自動車道の第1車両通行帯を〇〇方面から〇〇方面に向かい時速約80キロメートルで進行中、〇〇〇〇(当時〇〇歳)運転の普通乗用自動車からバッシングされたことに憤慨し、^[1]同車の通行を妨害する目的で、^[2]同車の前方で自車を減速させて時速約10キロメートルで進行させて、前記〇〇運転車両を時速約10キロメートルで進行することを余儀なくさせた上、同日午後3時35分頃、場所先の同車両通行帯において、同車の前方で自車を停止して、前記〇〇運転車両に著しく接近することとなる方法で自車を運転することにより、^[3]走行中の前記〇〇運転車両を停止させ、その頃、同所において、同車の後方から時速約80キロメートルで進行してきた△△△△(当時〇〇歳)運転の普通貨物自動車前部を前記〇〇運転車両後部に衝突させ、よって、同人に加療約〇か月間を要する〇〇の傷害を、前記△△に加療約〇か月間を要する〇〇の傷害を負わせたものである。

構成要件

構成要件として必須というわけではないので、被疑者が供述していたとしても、被害者が相反する供述をし、合理的な証拠で立証できないときは、記載しなくても

構成要件

この部分については、構成要件として必須というわけではないので、被疑者が供述していたとしても、被害者が相反する供述をし、合理的な証拠で立証できないときは、記載しなくても

第2編 危険運転致死傷(2条)

第7章 妨害目的による事故(速度要件が被害車両) 6号

改正自動車運転処罰法について

東名高速道路で発生した悲惨な交通事故等を契機として、いわゆる「あおり運転」が社会問題化したことから、妨害運転(「あおり運転」以下、単に「妨害運転」という。)を、自動車の運転に由来する行為等の範囲に関する法律(以下「自動車運転処罰法」という。)2条に、従来からある4号に加え、走行中の車前で停車した場合に、危険運転致死傷罪として処罰することが可能になった改正自動車運転処罰法が、令和2年7月2日に施行された。

<あおり運転事故>

「妨害運転(5号)」
 「危険運転致死傷」
 「危険運転致死傷」
 「妨害運転」の通行を妨害する目的により、

記載例 43 妨害目的(5号) ①

〔想定事例〕
 被害者車両の前方で停止し、被害者車両に著しく接近することとなる方法で自車を運転した場合

被疑者は、年月日午後11時30分頃、普通乗用自動車運転し、場所先の道路を〇〇方面から〇〇方面に向かい進行中、同所先の道路左側の路側帯に停止中、右後方から進行してきた〇〇〇〇(当時〇〇歳)運転の普通自動車に接近音を立てながら進行してきたことにより、^[1]同自動車に通行を妨害する目的で、^[2]自車を減速させ、重大な交通の危険を生じることとなる妨害運転(5号)の通行を妨害する目的で、^[3]同車を時速約10キロメートルで進行中の同自動車(第1被害者)の前方に、右転して進行することとなる方法で自車を運転して〇〇に急制動の措置を余儀なくさせた上、同日午後11時35分頃、同自動車(第1被害者)の前方で自車を停止させ、同自動車もろとも同人を路上に転倒させ、同人に加療約〇か月間を要する〇〇の傷害を負わせたものである。

構成要件

この部分については、構成要件として必須というわけではないので、被疑者が供述していたとしても、被害者が相反する供述をし、合理的な証拠で立証できないときは、記載しなくても

構成要件

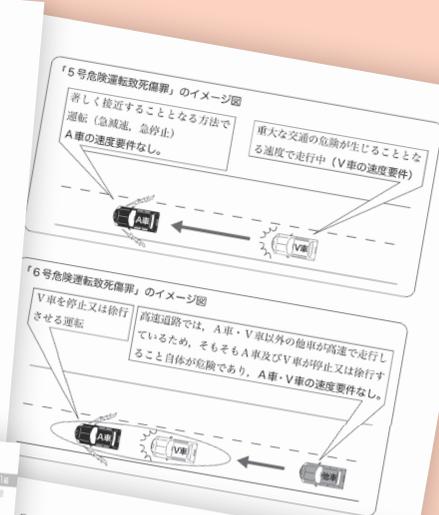
この部分については、構成要件として必須というわけではないので、被疑者が供述していたとしても、被害者が相反する供述をし、合理的な証拠で立証できないときは、記載しなくても

構成要件

この部分については、構成要件として必須というわけではないので、被疑者が供述していたとしても、被害者が相反する供述をし、合理的な証拠で立証できないときは、記載しなくても

構成要件

この部分については、構成要件として必須というわけではないので、被疑者が供述していたとしても、被害者が相反する供述をし、合理的な証拠で立証できないときは、記載しなくても



2号から6号までの適用関係

なお、6号が「高速自動車国道又は自動車専用道路において」と規定しているからといって、4号及び5号がそれ以外の一般道路に於ける事案にのみ適用されるとは限らない。4号及び5号は、一般道路に加え、「高速自動車国道又は自動車専用道路」における事案にも適用があるので、留意されたい。

自動車運転処罰法2条4ないし6号の構成要件の対比

所 属	4号	5号	6号
目的	限定なし(一般道、高速自動車国道等)	限定なし(一般道、高速自動車国道等)	高速自動車国道又は自動車専用道路
目的	人の通行を妨害する目的	人の通行を妨害する目的	人の通行を妨害する目的
進行中の車	走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる方法で)	走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる方法で)	走行中の自動車
被害者	自動車	自動車	自動車
被害者の行為態様	走行中の自動車に進入、その他通行中	走行中の車の前方で	(速度要件なし)
被害者の速度	(速度要件なし)	(速度要件なし)	(速度要件なし)

目次裏面参照▶▶▶

自動車事故
犯罪事実作成実務必携
〔第2版〕

～危険運転・過失運転致死傷から
交通重過失等まで～

交通事故・事件捜査実務研究会 編

立花書房

あおり事故
(改正妨害運転)
に完全対応!

自動車事故犯罪事実作成実務必携 第2版

～危険運転・過失運転致死傷から交通重過失等まで～

目次 (抜粋)

部内用

第1編 総論

- 第1章 過失運転致死傷罪の捜査要領概説
- 第2章 犯罪の情状等に関する意見
- 第3章 交通事故事件の一般的捜査要領
- 第4章 交通事故事件の犯罪事実の記載に当たっての留意点
- 第5章 自動車運転処罰法適用に当たっての留意点

第2編 危険運転致死傷 (2条)

- 第1章 2条の危険運転致死傷
- 第2章 アルコールの影響による事故 1号
- 第3章 薬物の影響による事故 1号
- 第4章 制御困難な高速度による事故 2号
- 第5章 技能未熟運転による事故 3号
- 第6章 妨害目的による事故 (速度要件が被疑車両) 4号
- 第7章 妨害目的による事故 (速度要件が被害車両) 5号
- 第8章 妨害目的による事故 (場所が高速道路) 6号
 - 自動車運転処罰法2条4ないし6号の構成要件の対比
- 第9章 赤色信号殊更無視による事故 7号
- 第10章 通行禁止道路進行による事故 8号

第3編 危険運転致死傷 (3条)

- 第1章 3条の危険運転致死傷
- 第2章 アルコールの影響による事故 1項
- 第3章 薬物の影響による事故 1項
- 第4章 政令で定める病気の影響による事故 2項

第4編 アルコール等影響発覚免脱 (4条)

- 第1章 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱
- 第2章 濃度増加・濃度減少

第5-1編 過失運転致死傷 (自動車対自動車)

- 第1章 過失運転致死傷
- 第2章 追突事故
- 第3章 交通整理の行われている交差点での事故
- 第4章 交通整理の行われていない交差点での事故
- 第5章 進路変更時の事故
- 第6章 転回時の事故
- 第7章 追越し追抜き時の事故
- 第8章 発進時の事故
- 第9章 後退時の事故
- 第10章 路外施設に進入時の事故
- 第11章 路外施設から進出時の事故
- 第12章 危険な場所を通過する際の事故
- 第13章 運転を中止しなかったことによる事故

- 第14章 積荷事故
- 第15章 ハンドルブレーキ操作不的確による事故
- 第16章 ドア開扉事故

第5-2編 過失運転致死傷 (自動車対自転車)

- 第1章 交通整理の行われている交差点での事故
- 第2章 交通整理の行われていない交差点での事故
- 第3章 交差点以外の場所での事故
- 第4章 交差点以外の横断歩道自転車横断帯での事故
- 第5章 後退路外施設への進入時の事故
- 第6章 その他の過失運転致死傷

第5-3編 過失運転致死傷 (自動車対歩行者)

- 第1章 交通整理の行われている交差点の横断歩道での事故
- 第2章 交通整理の行われていない交差点の横断歩道での事故
- 第3章 交差点以外の場所の横断歩道での事故
- 第4章 横断歩道以外の場所での事故

第6編 無免許運転加重

- 第1章 無免許運転による加重について
- 第2章 6条1項 (2条危険運転)
- 第3章 6条2項 (3条危険運転)
- 第4章 6条3項 (4条発覚免脱)
- 第5章 6条4項 (5条過失運転)

第7編 過失重過失業務上過失傷害

- 第1章 交通重過失等について
- 第2章 過失傷害 (刑法209条)
- 第3章 重過失傷害 (刑法211条後段)
- 第4章 業務上過失傷害 (刑法211条前段)

第8編 その他

- 第1章 特殊な形態の事故
- 第2章 過失認定の困難な事故

捜査コラム

- ① 〈知って得する判例要旨『危険運転編』〉一覧
- ② 〈知って得する判例要旨『近時交通事故編』〉一覧
- ③ 中央分離帯で区分された一般道での逆行や歩道での暴走にも本法2条4号に規定する危険運転致死傷罪を適用できるのかについて
- ④ 制御困難高速度の危険運転を巡る実務の動向について

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

*自動車事故犯罪事実作成実務必携
～危険運転・過失運転致死傷から交通重過失等まで～
〔第2版〕

部内用

合計

部

ご所属名	庁	道府県
		(署・隊・課)

ご担当者名 (TEL:)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) http://tachibanashobo.co.jp